

静岡市こんにちは赤ちゃん訪問用冊子広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡市がこんにちは赤ちゃん事業を実施する際に、訪問する家庭へ配布するこんにちは赤ちゃん訪問用冊子（以下「冊子」という。）を無償提供する事業者の選定及び冊子に掲載する広告の取扱いに関し、静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）その他別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こんにちは赤ちゃん事業 養育者の育児不安の軽減や地域での孤立化の防止を目的に、生後4か月までの新生児、乳児を持つ家庭を助産師、保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報の提供や子育ての悩みなどの相談を受ける事業をいう。
- (2) 冊子提供者 静岡市に冊子を無償提供する者をいう。
- (3) 市内事業者 市内に事業所（本社、支社、営業所、工場、店舗、事務所等をいう。）を有する事業者をいう。

(広告の掲載)

第3条 冊子提供者は、冊子に自身の広告を掲載し、又は広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告主の広告を掲載することができる。

2 広告主の選定にあたっては、市内事業者を優先しなければならない。

3 冊子に掲載する広告（以下「広告」という。）の掲載の可否は、静岡市広告審査会設置要綱（平成18年7月19日施行）に基づく静岡市広告審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て、市長が決定するものとする。

4 前項の場合において、広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものについては、冊子に掲載できない。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 政治性のあるもの又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙に関連するもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 法令等に違反するもの又はその疑いがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 社会問題についての主義主張又は意見に関するもの

- (8) 名刺広告（単に法人その他の団体の名称（代表者の氏名を含む。）又は個人の氏名を表示し、これらを公衆に周知する広告をいう。）であるもの
- (9) 消費者被害の未然予防又は拡大防止の観点から適当でないもの
- (10) 青少年の保護又は健全育成の観点から適当でないもの
- (11) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）を利するもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告として市長が適当でないと認めるもの
（冊子の規格等）

第4条 冊子の規格、配布期間等は、市長が別に定める。

- 2 広告には、広告主の氏名又は名称及び連絡先を表示しなければならない。
- 3 広告には、その上部に広告と表示し、これを枠囲みしなければならない。
- 4 冊子には、この冊子が広告料により作成されていることを明記しなければならない。

（冊子提供希望者の募集）

第5条 冊子提供者となることを希望する者（以下「冊子提供希望者」という。）の募集は、インターネット等の広報媒体の利用その他市長が適当と認める公募の方法により行わなければならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

- 2 市長は、前項の規定による募集に当たっては、提供を受ける冊子の数、納品の期限、配布期間、冊子提供者の決定の方法その他の必要事項を明示するものとする。

（冊子提供希望者の申し込み等）

第6条 冊子提供希望者は、こんにち赤ちゃん訪問用冊子提供希望者申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長が定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 提案書
- (2) 会社概要の写し
- (3) 作業スケジュール
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（冊子提供者の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、別に定める方法により冊子提供者を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により冊子提供者を決定したときは、その結果をこんにち赤ちゃん訪問用冊子提供者採用決定通知書（様式第2号）又はこんにち赤ちゃん訪問用冊子提供者不採用決定通知書（様式第3号）により冊子提供希望者に通知するものとする。

(広告内容の承認)

第8条 冊子提供者は、市長が指定する期日までに次に掲げる書類を提出して広告審査の申込を行い、第3条第3項の決定を受けなければならない。

- (1) 広告の原稿
- (2) 事業者にあつては、その事業の概要が分かる書類
- (3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証する書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 次に掲げる者の広告は、前項の規定による広告審査の申込を行うことができない。

- (1) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- (2) 各種法令に違反している事業者
- (3) 暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者
- (4) 消費者金融又は事業者金融を営む事業者
- (5) 利殖を目的とした投資・投機のあっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市が行う広告事業に係る業種又は事業者として不適当であると認められるもの

3 市長は、第3条第3項の規定により、広告の可否を決定したときは、その結果を広告掲載（非掲載）決定通知書（様式第4号）により冊子提供者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により冊子提供者から提出された原稿について、広告に掲載することが適当でないと認めるときは、冊子提供者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

5 冊子提供者は、前項の規定により広告の内容等の変更を求められたときは、これに従わなければならない。

(費用の負担)

第9条 冊子の作成及び提供に要する費用は、冊子提供者の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、冊子提供者への催告その他の手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 第8条第1項の規定により市長が指定した期日までに広告の原稿が提出されないとき。
- (2) 第8条第5項の規定による市長の広告の内容等の変更の求めに冊子提供者が従わないとき、又は、広告の内容が改善される見込みがないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が広告を適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の決定を取り消したときは、広告掲載決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により広告の決定が取り消された場合において、冊子提供者に損害が生じても、市長は一切その責めを負わないものとする。

(冊子提供者の責務)

第11条 冊子提供者は、広告の内容等について、一切の責任を負うものとする。

2 冊子提供者は、冊子配布までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、及び広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所用の処置を講じなければならない。

3 冊子提供者は、広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決しなければならない。

4 冊子提供者は、当該広告に起因して市に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

5 冊子提供者は、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、冊子に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

こんにちは赤ちゃん訪問用冊子提供希望者申込書

（宛先） 静岡市長

こんにちは赤ちゃん訪問用冊子提供希望者の募集に応募したいので、必要書類を添えて以下のとおり申し込みます。

【 申 込 者 】

住所又は所在地 氏名又は 名称及び代表者氏名		
担 当 者	氏 名	
	部署・職名	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	
業種・事業内容		
ホームページURL		
誓約等		(1) 申込みに当たっては、「静岡市こんにちは赤ちゃん訪問用冊子 広告掲載取扱要綱」及び「静岡市広告掲載基準」を遵守しま す。 (2) 広告の掲載に当たっては、法令（静岡市の条例、規則等を含 む。）を遵守するとともに、静岡市の指示に従います。 (3) 静岡市税の滞納はありません。 (4) 静岡市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

【 添 付 書 類 】

※該当するものにレ点を記入してください。なお、下線の書類は必ず添付してください。

- ☐ 提案書
- ☐ 会社概要の写し
- ☐ 類似業務の実績を示す資料
- ☐ 提供物品の見本
- ☐ 広告主の見込件数（所在含む）
- ☐ 事業者の広告掲載方針
- ☐ 作業スケジュール表
- ☐ 作業中の実施体制（問題点等に関する対応）

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

こんにちは赤ちゃん訪問用冊子提供者採用決定通知書

年 月 日付で申込みのあった静岡市こんにちは赤ちゃん訪問用冊子の提供希望について、静岡市こんにちは赤ちゃん訪問用冊子広告掲載取扱要綱第7条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 コンにちは赤ちゃん訪問用冊子（完成版）

（1）規格、構成等

（2）数 量 冊

（3）納入期限 年 月 日

（4）納入場所

（5）配布期間 年 月 日 ～ 年 月 日

（6）配布方法

2 広告（原稿）

（1）広告のサイズ等

（2）提出期限 年 月 日

（3）提出場所

（4）提出方法

3 協議事項

こんにちは赤ちゃん訪問用冊子について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ解決するものとする。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

こんにちは赤ちゃん訪問用冊子提供者不採用決定通知書

年 月 日付で申込みのあったこんにちは赤ちゃん訪問用冊子の提供希望について、
その内容を総合的に審査した結果、不採用とすることに決定しましたので、通知します。

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

広告掲載（非掲載）決定通知書

年 月 日付けで提出のあった広告原稿の掲載について、静岡市こんにちは赤ちゃん訪問用冊子広告掲載取扱要綱第 8 条第 3 項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 広告掲載の決定

	広 告（広告主）	適否	条 件
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

2 非掲載の理由（適否が「否」の場合のみ）

様式第 5 号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

広告掲載決定取消通知書

年 月 日付けで静岡市こんにちは赤ちゃん訪問用冊子への広告の掲載を決定しましたが、下記の理由により取り消しますので通知します。

記

取消しの理由